

◆事実であれば美顔器において標ぼうできる効能の範囲（行政解釈）

化粧品に認められる効能の範囲については、平成 12 年に通知が出された「医薬発第 1339 号（化粧品の効能の範囲の改正について）」において定められており、56 項目が認められています。その中で、美顔器の効果として表示される代表的なものを下記に抜粋します。なお、標榜する場合は、いずれも客観的かつ合理的な根拠が必要です。

- ・（汚れをおとすことにより）皮膚を清浄にする。
- ・（洗浄により）ニキビ、アセモを防ぐ。
- ・肌を整える。
- ・肌のキメを整える。
- ・皮膚をすこやかに保つ。
- ・肌荒れを防ぐ。
- ・肌をひきしめる。
- ・皮膚にうるおいを与える。
- ・皮膚に水分、油分を補い保つ。
- ・皮膚の柔軟性を保つ。
- ・皮膚を保護する。
- ・皮膚の乾燥を防ぐ。
- ・肌をやわらげる。
- ・肌にはりを与える。
- ・肌にツヤを与える。
- ・肌を滑らかにする。

また、上記の表現を逸脱しない範囲であれば標榜することは差し支えありませんが、いずれも肌質の改善と誤解されないように注意する必要があります。例

No 表現例 該当する 56 項目

- 1 （物理的に）古い角質をおとす。（汚れをおとすことにより）皮膚を清浄にする。
- 2 毛穴の汚れを洗浄する。（汚れをおとすことにより）皮膚を清浄にする。
- 3 毛穴の皮脂を取る。（汚れをおとすことにより）皮膚を清浄にする。
- 4 肌をすべすべにする。肌を滑らかにする。
- 5 肌をしっとりさせる。皮膚にうるおいを与える。
- 6 健やかな肌を維持する。皮膚をすこやかに保つ。

7 みずみずしく見える肌に 皮膚に水分、油分を補い保つ